

## 入札関係書類 ダウンロード版 もくじ

<案件名称> 令和7年度広島労働局各官署の庁舎清掃業務委託（東部地域）

	ページ数
1 入札公告.....	1～3
2 入札説明書.....	4～7
3 入札書等様式.....	8～18
4 仕様書.....	19～29
5 契約書案.....	30～40

※1 ホームページから本ファイルをダウンロードした際には、「入札関係書類受領書」を必ずご提出ください。

※2 各様式の元データ（エクセル・ワード）の交付をご希望の場合は、下記担当者までご連絡ください。

### 担当者

〒730-8538

広島県広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎2号館5階

広島労働局 総務部 総務課

会計第2係 田丸 千有希

電話番号：082-221-9241

MAIL：hir-kaikei2@mhlw.go.jp

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年12月24日

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 荒原 勝行

令和7年度広島労働局各官署の庁舎清掃業務委託（東部地域）

## 1 調達内容

### (1) 調達件名

令和7年度広島労働局各官署の庁舎清掃業務委託（東部地域）

### (2) 調達件名の仕様等

入札説明書による。

### (3) 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### (4) 履行場所

入札説明書による。

### (5) 入札方法

入札書に記載された金額に10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争参加資格

### (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

### (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

### (3) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「B」、「C」、又は「D」の等級に格付けされた「中国地域」の競争参加資格を有する者であること。

### (4) 資格審査申請書又は添付資料に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

### (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

### (6) 入札公告の日から開札の時までの間に、厚生労働省から指名停止の措置を受けていないこと。

(7) 入札書の提出期限の日から起算して過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。

\* 厚生労働省所管法令（労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法）

(8) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと（直近2年間の保険料の滞納がないこと。）。

(9) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。

(10) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

(11) 過去に、本業務と同程度の業務の履行実績があること。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒730-8538 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階  
広島労働局総務部総務課会計第二係 電話082-221-9241  
広島労働局ホームページ (<http://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/>)

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付場所  
令和6年12月24日から令和7年1月15日まで  
広島労働局ホームページ (<http://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/>)

(3) 入札書の受領期限  
令和7年1月29日 10時50分

(4) 開札の日時及び場所  
令和7年1月29日 11時00分 広島労働局総務部総務課内

### 4 電子調達システムの利用

本件は、原則電子入札によることとし、電子調達システムを利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、紙による入札書の提出も可とする。なお、電報、FAX及び電子メールによる提出は、認められない。詳細については、入札説明書のとおり。

なお、上記3(3)及び(4)については、電子調達システムにおいてシステム障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

### 5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加する者は、あらかじめ、広島労働局の交付する仕様書を受け、仕様内容に応じた契約を締結できるようにすること。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要。 なお、契約の締結は、原則、電子契約によることとする。

(6) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無。

(8) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

# 入札説明書

令和7年度広島労働局各官署の庁舎清掃業務委託（東部地域）の入札については、この入札説明書によるものとする。

## 1 契約担当官等

支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 荒原 勝行

## 2 競争入札に付する事項

### (1) 件名

令和7年度広島労働局各官署の庁舎清掃業務委託（東部地域）

### (2) 調達件名の仕様等

仕様書による。

### (3) 契約期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

### (4) 履行場所

仕様書による。

### (5) 入札方法

入札金額は、総価を記入すること。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする）をもって落札価格とするので、入札者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (6) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

## 3 電子調達システムの利用について

本案件は、原則電子調達システムにより行うこととし、電子調達システムを利用した応札及び入札手続により実施するものとする。

なお、電子調達システムによりがたい者は、当局に申し出ることにより、紙入札方式に変更することができる。電報、FAX及び電子メールによる提出は認められない。

## 4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた「中国地域」の競争参加資格を有する者であること。

(4) 資格審査申請書又は添付資料に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(6) 入札公告の日から開札の時までの間に、厚生労働省から指名停止の措置を受けていないこと。

- (7) 入札書の提出期限の日から起算して過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。  
\*厚生労働省所管法令（労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法）
- (8) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと（直近2年間の保険料の滞納がないこと。）。
- (9) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。
- (10) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。
- (11) 過去に、本業務と同程度の業務の履行実績があること。

## 5 入札に関する質問

- (1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、書面により提出すること。  
書面の様式は任意とし、提出期限、提出先及び提出方法は以下のとおりとする。
- ア 提出期限  
令和7年1月15日（水） 17時00分
- イ 提出先  
広島市中区上八丁堀6番30号  
広島労働局総務部総務課会計第二係 田丸  
電話番号：082-221-9241  
メールアドレス：hir-kaikei2@mhlw.go.jp
- ウ 提出方法  
郵送、持参又はメールによって提出すること。
- (2) 質問に対する回答は、「入札関係書類受領書」を提出した全ての者に、随時メール等により通知する。

## 6 入札への参加について

この入札に参加しようとする者は、あらかじめ、広島労働局ホームページより仕様書を入手すること。

また、仕様書を入手した場合は、必ず入札関係書類受領書を提出すること。

- (1) 入札参加届等書類（証明書等）の提出期限  
令和7年1月22日（水）15時00分
- (2) 提出書類
- ア 電子調達システム及び紙入札による方式とも、次の書類を提出すること。  
(ア) 入札参加届（兼自己申告書）  
(イ) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写  
(ウ) 暴力団等に該当しない旨の誓約書及び役員名簿
- イ 紙入札による場合は、上記アのほか、次の書類を併せて提出すること。  
「電子入札案件の紙入札方式での参加について」

### (3) 提出方法及び提出場所

#### ア 電子調達システムによる場合

上記(2)に示す書類をスキャナ等により電子データ化し、電子調達システムにより送信すること。

電子調達システムのURL

政府電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>

#### イ 紙入札方式による場合

持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。)により上記5(1)イの場所に提出すること。

## 7 入札書の提出について

### (1) 提出期限

令和7年1月29日(水) 10時50分

### (2) 提出書類

#### ア 入札書

#### イ 入札金額内訳書

#### ウ 紙入札で代理人により入札する場合は、委任状

### (3) 提出方法及び提出場所

上記6(3)と同様とする。

政府電子調達システムによる場合に、システム障害等により電子データによる送付ができないときは、紙入札方式の方法に準じて提出すること。

## 8 落札者の決定方法

- (1) 本案件仕様書に定める要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 9 開札の日時及び場所

### (1) 開札日時

令和7年1月29日(水) 11時00分

### (2) 開札場所

広島労働局総務部総務課内

## 10 その他

### (1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者の氏名、住所及び落札金額等の落札結果について公表するものとする。

### (2) 入札に係る注意事項

ア 開札は、指定した場所及び日時に行う。

イ 次に該当する場合の入札は、無効とする。

(ア) 指定した日時までに、指定の場所に到達しない入札

(イ) 紙入札方式によっては記名のない入札書又は要領を得ない入札書

(ウ) 紙入札方式によっては他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(エ) 本注意事項の各号に反する入札

(オ) その他、担当官において入札書が不完全と認められた場合

(カ) 上記6 (2) の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(キ) 競争参加資格のない者及び入札条件に違反した者の提出した入札書

ウ 上記8の落札方法により落札となるべき同数値の入札をした者があるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじを実施することにより、落札者を決定するものとする。

エ 開札の結果、入札価格の100分の10に相当する額（消費税に相当する額）を加算した金額が予定価格以下とならないときは、直ちに再入札を行うこととする。

電子調達システムにおいては、開札時に直ちに再入札を行えるように体制を整えておくこととし、再入札通知書に示す時刻までに再入札を行うこととする。

(3) 仕様書の手交を受けるに当たっての注意事項

この入札に関して担当官が手交する仕様書は、この入札に係る競争参加資格を満たした者のうち、入札に参加しようとする者に対して、調達品目の仕様に関する具体的な情報を提供する手段として作成しているため、目的を遂行することのほかに複製することを禁ずる。

(4) 契約関係書類の真正性の確保

押印が省略された契約関係書類が提出された場合は、以下のように取り扱う。

なお、契約書の押印は省略ができないので留意すること。

ア 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。

イ 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

ウ 「契約書(案)」は、確定したものではなく、契約の相手方決定後、協議の上決定することとする。

(5) 入札参加者は、入札書の提出（GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む。）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

(6) 契約締結日（履行期間又は契約期間の初日）までに政府予算案（暫定予算を含む。）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況により、仕様の内容について変更が生じる可能性があるため、その際は別途協議する。

11 入札等に関する問合せ先

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階

広島労働局総務部総務課会計第二係 田丸

電話番号：082-221-9241

メールアドレス：hir-kaikei2@mhlw.go.jp



## 入札関係書類受領書（電子入札・紙入札共通）

入札関係の書類をホームページからダウンロードした場合には、本票の下記太枠にご記入の上、メール又は郵送によりご提出ください。

ご提出がない場合、仕様の変更や他の参加予定業者様からの質問への回答等、各種のご連絡ができないおそれがあります。

漏れの無いよう、必ずご送付いただきますよう、よろしくお願ひします。

### <宛 先>

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階

広島労働局総務部総務課 会計第2係 田丸

MAIL : hir-kaikei2@mhlw.go.jp

入札案件 名称	令和7年度広島労働局各官署の庁舎清掃業務委託（東部地域）
---------	------------------------------

受領日 (ダウンロード日)		令和 年 月 日
事業所	名称	
	所在地	
担当者	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	
参加入札方式（予定）	<input type="checkbox"/> 電子調達システム <input type="checkbox"/> 紙入札 (いずれかにチェック)	

# 入札参加届(兼自己申告書)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
広島労働局総務部長 荒原 勝行 殿

届出人 住 所  
名 称  
入札有資格者氏名

入札説明書に基づき、次のとおり、広島労働局が行う入札に参加することを届け出ます。  
なお、この届出に虚偽があった場合、契約解除・損害賠償の請求等について、契約後であっても一切異議は申し立てません。

## 【届出事項】

- 1 入札件名 令和7年度広島労働局各官署の庁舎清掃業務委託（東部地域）
- 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項について
  - (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。 はい ・ いいえ
  - (2) 令和4・5・6年度厚生労働省競争入札参加資格（全省庁統一資格）の等級  
「 物品の製造 ・ 物品の販売 ・ 役務の提供等 」 （ ） 等級
  - (3) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。（直近2年間の保険料の滞納がないこと。） はい ・ いいえ
  - (4) 入札参加届等書類又は添付書類に虚偽の事実を記載していない。 はい ・ いいえ
  - (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。  
はい ・ いいえ
  - (6) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、または障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる。 はい ・ いいえ
  - (7) 入札公告の日から開札の時までの間に、厚生労働省から指名停止の措置を受けていない。  
また、入札書の提出期限の日から起算して過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていない。 はい ・ いいえ
  - (8) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。 はい ・ いいえ
  - (9) 過去に、本業務と同程度の業務の履行実績があること。 はい ・ いいえ

## 【添付書類】

- ・ 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写
- ・ 暴力団等に該当しない旨の誓約書及び役員名簿

# 暴力団等に該当しない旨の誓約書

当社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

## 記

### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所（又は所在地）  
社名  
代表者名

※ 個人の場合は、生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は、役員の氏名及び生年月日が明らかとなる（別添）資料を添付すること。



令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
広島労働局総務部長 殿

住所  
商号又は名称  
代表者職氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札案件名： 令和7年度広島労働局各官署の庁舎清掃業務委託（東部地域）
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由

## 紙入札方式による入札参加登録票

資格審査登録番号 資格審査結果通知書（全省庁統一資格） の「業者コード」を記入	
企業名称	
郵便番号	
住所	
代表者氏名	
代表者役職	
部署名 ※代表者の所属する部署が特段ない場合 には空欄可	
代表者電話番号	
代表者FAX番号	
連絡先名称	
連絡先氏名	
連絡先〒	
連絡先FAX番号	
連絡先メールアドレス	

# 入札書

【紙入札方式】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 荒原 勝行 殿

入札者 住所  
名称  
入札者名  
(代理人名)

入札注意事項を承諾の上、提出します。

入札件名 令和7年度広島労働局各官署の庁舎清掃業務委託（東部地域）

入札金額 ￥

但し、消費税は除く。

- ※ 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格の「役務の提供等」の資格を有する者以外（代理人）が入札書を提出する場合は、「委任に関する届出書」を提出すること。
- ※ 各庁舎別、月別の委託金額等を記載した入札金額内訳書を添付すること。  
なお、内訳書の様式は任意とするが、端数が出る場合は4月分にまとめること。
- ※ 任意の番号を記載すること。  
なお、未記載や記載の数字が他の業者の番号と同一であった場合等は、連絡先電話番号又はファックス番号の末尾3桁をもって充てることとする。

電子くじ 番号 (3桁)			
--------------------	--	--	--

# 封筒記載例【紙入札方式】

封筒を閉じたときの紙の合わせ場所に「✂」を記入してください。

入札書の押印を省略しない場合は、入札書の印と同じ印を同様の場所に押印してください。

表	裏
<p>支出負担行為担当官</p> <p>広島労働局総務部長 殿</p> <p>【入札件名】 令和7年度広島労働局各官署の庁舎清掃業務委託（東部地域）</p> <p>入札書 在中</p>	<p>会社名、住所、電話番号 を記載すること。</p> <p>会社名 住所 電話</p> <p>令和 年 月 日</p>



# 委任に関する届出書

【紙入札方式用】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
広島労働局総務部長 荒原 勝行 殿

届出人 住 所  
名 称  
入札有資格者氏名

私は、広島労働局が行う入札に関して、『 』を  
代理人と定め、下記のとおり委任します。

## 記

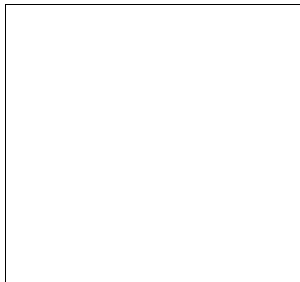
### 1 委任事項

- 入札書の記入に関する事項
- 入札書の提出に関する事項
- その他、入札の場において、有資格者がなすべき事項

### 2 委任案件

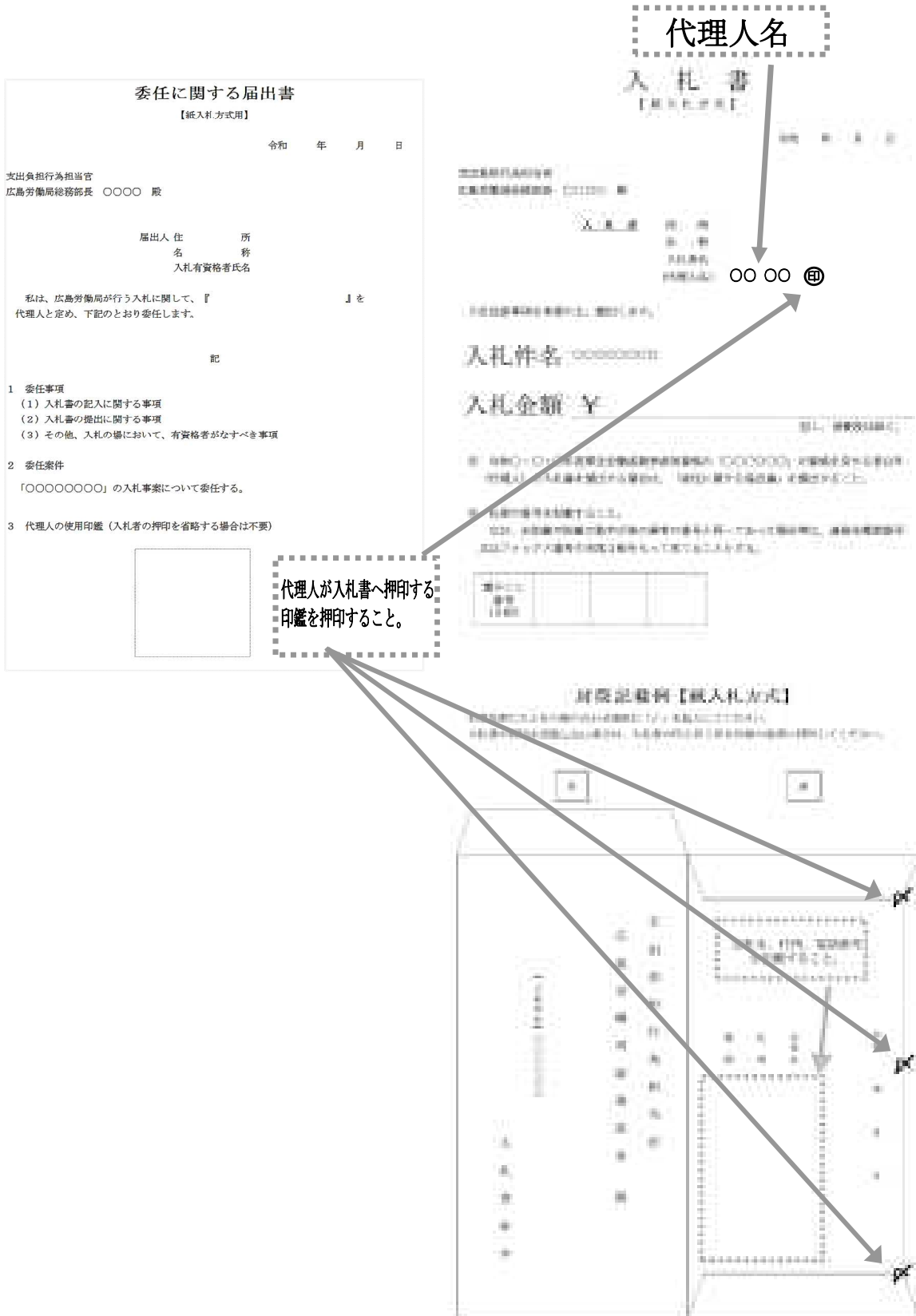
「令和7年度広島労働局各官署の庁舎清掃業務委託（東部地域）」の入札事案について委任する。

### 3 代理人の使用印鑑（入札者の押印を省略する場合は不要）



## 代理人による入札の場合の注意（入札書の押印を省略しない場合）

- 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の資格を有する者以外（代理人）が入札書を提出する場合は、「委任に関する届出書」を提出すること。
- 代理人が入札書及び封書へ押印する印鑑は、「委任に関する届出書」の3により押印した印を押印すること。



# 辞 退 届

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
広島労働局総務部長 殿

住所  
会社名  
届出者氏名

次の入札案件について参加を表明いたしましたが、下記理由により辞退いたします。

## 記

- 案件名  
令和7年度広島労働局各官署の庁舎清掃業務委託（東部地域）
- 辞退理由

# 仕 様 書

## 1 契約件名

令和7年度広島労働局各官署の庁舎清掃業務委託（東部地域）

## 2 履行場所

広島労働局管内6か所の各労働基準監督署、各公共職業安定所  
詳細は、別紙1「清掃業務委託対象庁舎所在地一覧」のとおり。

## 3 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

## 4 委託作業概要

- (1) 各官署の開庁日に週単位で清掃実施回数を決めて行う日常清掃と、閉庁日に年1回行う定期清掃を委託する。なお、開庁日とは土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月27日から1月4日まで)以外の日であること。
- (2) 作業は、原則、別紙2「清掃業務委託詳細仕様」記載の日時に実施することとするが、実施に当たっては履行場所担当者と協議し、決定すること。
- (3) 日常清掃について、週1回の実施となる官署の清掃対象曜日が祝日等により閉庁日の場合は、翌開庁日に振り替えて行うこととし（ただし、令和7年12月27日から令和8年1月4日までの清掃日については振替を要しない。）、週2回以上実施の官署においては、清掃対象曜日が閉庁日であっても振替を要しないこととする。
- (4) 清掃に必要な洗剤類・用具（床用ブラシ、モップ、雑巾、トイレブラシ、ほうき、ちりとり等）及びトイレ内の手洗用石鹼液については委託業者が用意すること。なお、トイレットペーパー及びごみ袋については、履行場所担当者が現品を支給する。
- (5) 清掃用具は、履行場所担当者の了解がある場合には庁舎内に保管できるものとする。
- (6) 清掃作業完了時には履行場所担当者に報告し、清掃箇所の確認及び検査を受けること。  
なお、清掃が不十分であり、担当者から指示があった場合には、再度清掃すること。  
また、再三にわたる再度清掃の指示にもかかわらず改善されない場合は、清掃作業者を変更するよう指示することもあり得ること。

## 5 日常清掃作業について

### (1) 清掃実施周期及び清掃業務の範囲

別紙2「清掃業務委託詳細仕様」のとおり。

なお、各庁舎によって週の清掃回数及び清掃対象箇所が異なるため、留意すること。

履行場所担当者に清掃範囲等を確認の上、業務を実施すること。

### (2) 清掃仕様（作業場所及び作業内容）

#### ア 玄関

- ① 床面の掃き掃除

② 床面の拭き掃除（汚れの著しい箇所のみ）

③ ドアガラスの拭き掃除（両面清掃）

<留意事項>

・床面の掃き掃除及び拭き掃除は、床用ブラシ等で掃いて大きなごみ・埃等を除き、濡らしたモップ等で微細な埃・汚れを拭き取ること。

・ドアガラスの拭き掃除については、雑巾等で汚れた部分を拭き、埃・汚れを除去すること。

・庁舎によっては、床面の一部がタイルカーペットの箇所があるため、その箇所には必要に応じて掃除機等による吸塵を行うこと。

・履行の際には、外来者の妨げにならないよう留意すること。

イ 待合スペース

① 床面の掃き掃除〔硬質床及び弾性床の場合〕

② 床面の掃除機等による吸塵〔繊維床の場合〕

③ 床面の拭き掃除（汚れの著しい箇所のみ）

④ 待合用ベンチ座面の拭き掃除

<留意事項>

・ベンチ座面及び背もたれの拭き掃除に際しては、外来者等に配慮して実施すること。

ウ 廊下

① 床面の掃き掃除

② 床面の拭き掃除（汚れの著しい箇所のみ）

エ 階段

① 床面の掃き掃除〔硬質床及び弾性床の場合〕

② 床面の掃除機等による吸塵〔繊維床の場合〕

③ 床面の拭き掃除（汚れの著しい箇所のみ）

④ 手すりの拭き掃除

<留意事項>

・手すりの拭き掃除については、から拭きするものとし、汚れがひどい場合は洗剤等を用いて拭き取ること。

オ トイレ（外来者用、身障者用、職員用）

① 床面の洗浄及び拭き掃除

② 便器・洗面台等の衛生陶器、タイル面、腰壁の洗浄及び拭き磨き

③ 鏡の拭き磨き

④ トイレトペーパー及び石鹼液の補充

⑤ 汚物処理及び汚物入れ清掃

⑥ ウォシュレットのノズルの洗浄及び拭き掃除

<留意事項>

・清掃する際には、トイレの利用者に配慮して実施すること。

・床面の洗浄及び拭き掃除は、デッキブラシなどを用いて洗浄すること。

・便器（ウォシュレットのノズルを含む。）・洗面台等の衛生陶器、タイル面、腰壁の洗浄及び拭き磨きは、トイレブラシ・雑巾・洗剤等を用いて汚れた部分を磨き、埃・汚れを除去すること。

- ・使用する洗剤は、人体及び環境に害のないものとする。
- ・トイレ内の手洗用石鹼液、清掃用具、洗剤類は、清掃業者が用意すること。
- ・トイレットペーパー、汚物入れに装着するトイレ用ゴミ袋は、履行場所担当者が現品を支給する。

#### カ 駐車場、駐輪場、庁舎外敷地等

- ① 掃き掃除
- ② たばこの吸殻・空き缶等のごみ除去

##### <留意事項>

- ・ほうき等を用いてごみ・埃等を取り除くとともに、たばこの吸殻・空き缶・紙くず等を収集し、除去すること。

#### キ 執務室入口、面接室、会議室

- ①床面の掃き掃除〔硬質床及び弾性床の場合〕
- ②床面の掃除機等による吸塵〔繊維床の場合〕
- ③床面の拭き掃除（汚れの著しい箇所のみ）

#### (3) 作業報告

清掃作業完了の都度、履行場所担当者の検査を受けることとし、当月分の作業が終了した際は、**作業実施場所ごとに**清掃作業実施日をまとめた「清掃完了報告書」（任意様式）を作成し、速やかに履行場所担当者に提出すること。

### 6 定期清掃作業について

#### (1) 清掃実施周期及び清掃業務の範囲

年1回の実施とし、清掃対象庁舎及び清掃業務の範囲は別紙2「清掃業務委託詳細仕様」のとおりとする。なお、作業日程は履行場所担当者と打合せの上、定期清掃作業予定日の1ヶ月前までに決定すること。

また、履行場所担当者に清掃範囲等を確認の上、業務を実施すること。

#### (2) 清掃仕様

床面（Pタイル・ビニル床シート等）の剥離洗浄ワックス仕上げを行うこと。また、床面がタイルカーペットの場合は、全面クリーニングを行うこと。

##### <留意事項>

- ・剥離洗浄及びワックス塗布については、ポリッシャー等を使用して洗浄し、仕上げにワックスを塗布し、2層掛けすること。
- ・繊維床は、ポリッシャー等を使用して床全面を洗浄し、丁寧に汚れを除去すること。
- ・床面ワックス塗布のため、室内の備品、什器等を移動させた場合は、作業後、元の位置に戻すこと。
- ・床面に移動不可の什器等が設置されている場合、設置面はワックス塗布等の対象範囲としないこと。

#### (3) 作業報告

清掃作業が完了したときは、日常清掃とは別に「清掃完了報告書」（任意様式）を作成し、速やかに履行場所担当者に提出すること。

### 7 その他作業に係る留意事項

- (1) 作業に必要な水道及び電気は、履行場所において無償で支給する。
- (2) 本業務の受託業者（以下、「委託業者」という。）は、作業員の身元、風紀、衛生その他規律に関する一切の責任を負うこと。
- (3) 作業中に知り得た行政情報は部外秘とし、個人情報情報の漏洩等が起こらないようにすること。
- (4) 作業中は禁煙とし、節水・節電を心がけ、履行場所の職員及び来客者の通行に極力支障が生じないように留意するとともに、機器を操作する際には十分に安全を確認して事故のないようにし、万一作業中に事故が発生した場合は、事故の大小に関わらず、履行場所担当者に報告すること。なお、委託業者に帰すべき事由により事故が発生した場合は、委託業者がその責任を負うこと。
- (5) 作業実施に際しては、建物、設備及び物品等に損害を及ぼすことのないように十分注意し、万一損害を与えた場合には、直ちに履行場所担当者に報告した上で原状回復すること。  
なお、原状回復に要した費用は、委託業者が負担すること。
- (6) 各履行場所においては、外来者以外の駐車スペースは確保できないため留意すること。

## 8 入札書に記載する金額

- (1) 入札書に記載する金額は、日常清掃と定期清掃の金額を加算した額（総価）とすること。
- (2) 業務管理費には賃金・最低賃金上昇予定分、一般管理費等その他諸費用を全て見込むこと。

### <留意事項>

契約期間中に最低賃金法による最低賃金の改定によって、当該委託業務の履行確保に支障が生じることのないよう十分配慮の上、入札に参加すること。

## 9 内訳書

入札業者は、入札時に各庁舎別、月別の委託金額等を記載した内訳書を提出すること。

内訳書の様式は任意とするが、端数が出る場合は4月分にまとめること。

## 10 契約書

別紙3「契約書（案）」の契約書面を活用し、契約を締結することとする。

## 11 履行体制について

応札時に広島県内に本店又は支店若しくは営業所を有しない場合は、契約締結時までに拠点を設けることとし、緊急時に本業務上必要な連絡調整を容易かつ早急に実施できるように履行体制を整えること。

履行体制については、落札決定後、当局の指示に基づき、速やかに報告すること。

報告内容は、総括責任者の氏名・連絡先、履行場所及び当局契約担当者への連絡方法、連絡内容等とし、別添参考様式「連絡体制図」を参考とすること。

## 12 再委託について

委託業務の全部を第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

当該委託業務の一部を再委託する場合には、契約書様式1「再委託に係る承認申請書」を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託額が50万円未満の場合には、

この限りではない。

### 13 請求及び代金の支払い

代金の請求（請求書の提出）は、月毎の契約内容を全て履行した後、各履行場所の検査担当職員による検査に合格した上で、遅滞なく「官署支出官 広島労働局長」宛てに提出すること。

また、請求書は、労働基準監督署分と公共職業安定所分（出張所、分庁舎を含む。）とに分けて作成すること。



## 清掃業務委託対象庁舎所在地一覧

No.	官署（庁舎）名称	所在地	庁舎構造 （階）	概算延べ面積 （㎡）
（労働基準監督署）				
1	福山労働基準監督署	福山市旭町1-7	2	924
2	三原労働基準監督署	三原市宮沖2-13-20	2	622
（公共職業安定所）				
3	尾道公共職業安定所	尾道市栗原西2-7-10	2	605
4	福山公共職業安定所	福山市東桜町3-12	3	1,597
5	三原公共職業安定所	三原市館町1-6-10	2	671
6	府中公共職業安定所	府中市府中町188-2	3	1,181

※概算延べ面積は、庁舎全体の延べ面積であり、清掃対象となる範囲とは異なること。

## 清掃業務委託詳細仕様

## 1 清掃周期及び実施回数等

	庁舎（官署）名称	日常清掃			定期清掃	清掃対象範囲及び面積（㎡）
		清掃周期	清掃対象曜日／開始時間	年間清掃回数	年間清掃回数	
1	福山労働基準監督署	週1回	水／13：00	52	1	下記2（1）のとおり
2	三原労働基準監督署	週1回	火／11：30	53	1	下記2（2）のとおり
3	尾道公共職業安定所	週3回	月・水・木／8：00 ※は週1回水曜日	143	1	下記2（3）のとおり
4	福山公共職業安定所	週5回	月～金／8：30 ※1は水曜日のみ ※2は火・木に8：00～8：30にて二日にかけて一つの範囲をする	242	1	下記2（4）のとおり
5	三原公共職業安定所	週3回	月・水・金／8：30 ※は月曜日のみ	142	1	下記2（5）のとおり
6	府中公共職業安定所	週3回	火・木・金／8：30 ※1は火 ※2は木 ※3は金 ※4は火・金 ※5は火・木・金 ※6は第4木曜日	150	1	下記2（6）のとおり

2 庁舎別清掃対象範囲及び面積表（表中の清掃区分は、仕様書の5（2）区分を記載）

(1) 福山労働基準監督署庁舎【清掃周期：週1回】

階数	清掃区分	箇所名	材質	材質詳細	日常	定期	面積 (㎡)	
1階	ア	玄関	硬質床	磁器タイル	○		41	
1階	ウ	廊下・ホール	硬質床	磁器タイル	○		56	
1～2階	エ	階段・ホール	弾性床	ビニル床シート	○	○	47	
1階	オ	トイレ	硬質床	磁器タイル	○		35	
1階	キ	執務室入口	弾性床	ビニル床シート	○	○	4	
2階	キ	執務室入口	弾性床	ビニル床シート	○	○	3	
2階		会議室	弾性床	ビニル床シート		○	57	
1階		湯沸室・認定室	弾性床	ビニル床シート		○	27	
2階		湯沸室・休憩室・書庫	弾性床	ビニル床シート		○	32	日常合計
2階		男子更衣室・女子更衣室	弾性床	ビニル床シート		○	20	186㎡
1～2階		OAフロア全面	繊維床	タイルカーペット		○	496	定期合計
1階		玄関・スロープ	硬質床	磁器タイル		○	52	738㎡

(2) 三原労働基準監督署庁舎【清掃周期：週1回】

階数	清掃区分	箇所名	材質	材質詳細	日常	定期	面積 (㎡)	
1階	ア	玄関	硬質床	石張り	○		35	
1階	ウ	廊下	硬質床	石張り	○		20	日常合計
1～2階	エ	階段	弾性床	ビニル床シート	○	○	15	100㎡
1階	オ	トイレ	硬質床	磁器タイル	○		30	定期合計
1階		会議室	弾性床	Pタイル		○	80	95㎡

(3) 尾道公共職業安定所庁舎【清掃周期：週3回】

階数	清掃区分	箇所名	材質	材質詳細	日常	定期	面積 (㎡)	
1階	ア	玄関	硬質床	磁器タイル	○		20	
1階	イ	待合スペース	繊維床	タイルカーペット	○		160	
1～2階	エ	階段	弾性床	Pタイル	○	○	20	
1階	オ	トイレ	硬質床	磁器タイル	○		30	日常合計
2階		会議室	弾性床	Pタイル		○	56	1121㎡
屋外	カ	※庁舎外敷地	アスファルト		○		891	定期合計
1～2階		OAフロア全面	繊維床	タイルカーペット		○	358	434㎡

(4) 福山公共職業安定所庁舎【清掃周期：週5回】

階数	清掃区分	箇所名	材質	材質詳細	日常	定期	面積 (㎡)	
1階	ア	玄関	硬質床 繊維床	石張り タイルカーペット	○		40	
1～3階	エ	階段※2	弾性床	Pタイル	○		240	
1～3階	イ	待合スペース及び自己検索システム設置スペース※1	繊維床	タイルカーペット	○		275	
1階	オ	トイレ	弾性床	ビニル床シート	○		39	
2階	オ	トイレ	弾性床	ビニル床シート	○		31	
3階	オ	トイレ	弾性床	ビニル床シート (一部石張り)	○		15	日常合計
屋外	カ	駐車場	アスファルト		○		30	690㎡
屋外	カ	駐輪場	アスファルト		○		20	定期合計
1～3階		OAフロア全面	繊維床	タイルカーペット		○	840	840㎡

(5) 三原公共職業安定所庁舎【清掃周期：週3回】

階数	清掃区分	箇所名	材質	材質詳細	日常	定期	面積 (㎡)	
1階	ア	玄関	硬質床	磁器タイル	○		15	
1階	ウ	廊下	硬質床	磁器タイル	○		40	
1～2階	エ	階段	弾性床	Pタイル	○	○	15	
1～2階	イ	待合スペース及び自己検索システム設置スペース	繊維床	タイルカーペット	○		130	
1階	オ	トイレ	硬質床	磁器タイル	○		26	
2階	オ	トイレ	弾性床	Pタイル	○	○	9	
2階	キ	※会議室	弾性床	Pタイル	○	○	60	
屋外	カ	駐車場	コンクリート		○		170	日常合計
屋外	カ	駐輪場	コンクリート		○		50	555㎡
屋外	カ	庁舎外敷地等	コンクリート 土壌		○		40	定期合計
1～2階		OAフロア全面	繊維床	タイルカーペット		○	300	384㎡

(6) 府中公共職業安定所庁舎【清掃周期：週3回】

階数	清掃区分	箇所名	材質	材質詳細	日常	定期	面積 (㎡)	
1階	ア	玄関※4	硬質床	石張り	○		55	
1階	イ	待合スペース※1	繊維床	タイルカーペット	○		78	
2階	イ	待合スペース※2	繊維床	タイルカーペット	○		51	
1階	ウ	廊下※2	弾性床	Pタイル	○	○	6	
2階	ウ	廊下※3	弾性床	Pタイル	○	○	4	
3階	ウ	廊下※3	弾性床	Pタイル	○	○	58	
1～3階	エ	階段※2	弾性床	Pタイル	○	○	77	
1階	オ	トイレ※5	弾性床	Pタイル	○	○	32	
2階	オ	トイレ※5	弾性床	Pタイル	○	○	32	日常合計
3階	オ	トイレ※1	弾性床	Pタイル	○	○	26	1561㎡
2階	ウ	会議室※6	弾性床	Pタイル	○	○	72	定期合計
屋外	カ	駐車場・庁舎外敷地※2	コンクリート		○		1070	307㎡

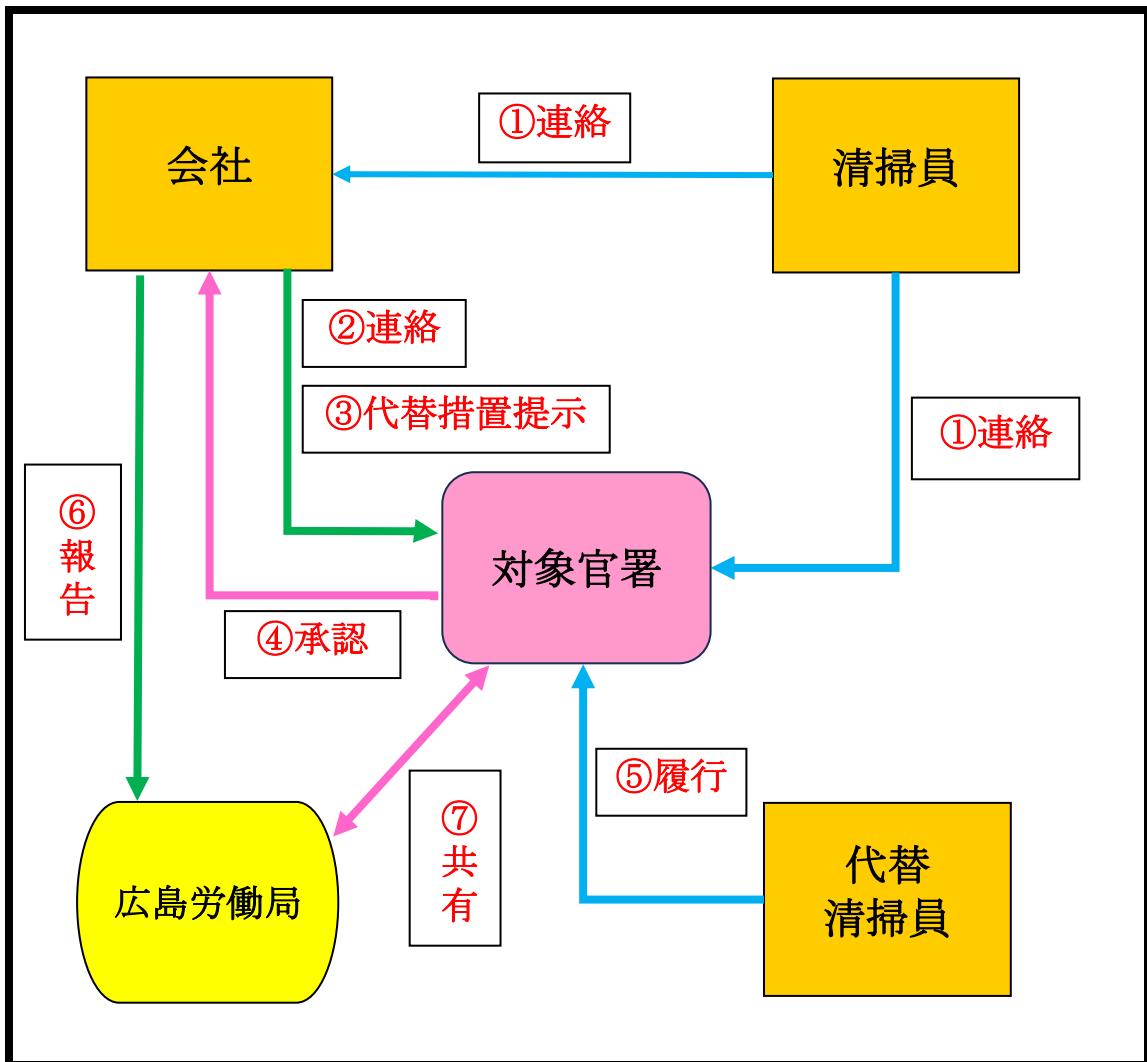
## 連絡・即応体制図

令和7年度広島労働局各官署の庁舎清掃業務委託（東部地域）

### 1 概要

- ① 体調不良等のやむを得ない事由により、清掃員の派遣が困難になった場合、契約業者又は清掃員より対象官署あて、業務開始時刻までに連絡すること。
- ② 契約業者は、①の連絡の際、契約業者職員又は他の清掃員の派遣等の代替措置を提示し、対象官署の承認を得た上で、当該代替措置を確実に履行すること。  
代替措置の履行は、必ず当日中に行うこと。

### 2 連絡・即応体制図



### 3 連絡・即応体制に係る注意事項

#### ①清掃員→対象官署・会社への連絡

- 連絡先 対象官署、会社
- 連絡期限 業務開始時刻
- 連絡事項 ・ 欠勤又は遅刻すること及びその理由  
・ 遅刻の場合、到着・業務開始時刻

#### ②会社→対象官署への連絡

- 連絡先 対象官署
- 連絡期限 清掃員からの連絡受信後速やかに
- 連絡事項 上記①と同じ

#### ③④会社→対象官署に代替措置の提示

- 連絡先 対象官署
- 連絡期限 ②と同時
- 提示内容 ・ 清掃員遅刻の場合、到着・業務開始時刻  
・ 清掃員欠勤の場合、代替人員を派遣すること及び業務開始時刻
- 代替人員の派遣条件 ・ 業務開始時刻が午前中の場合、代替人員による業務開始時刻も午前中とすること  
・ やむを得ず業務開始時刻が午後になる場合は、可能な限り早い時刻とし、対象官署の承認を得ること  
・ 代替人員は、契約業者に雇用されている者に限る  
・ やむを得ず外注による場合、外注によることとなった理由及び委託業者名や氏名等を対象官署に説明・報告し、承認を得ること

#### ⑥会社→広島労働局に報告

- 連絡先 広島労働局総務部総務課 会計第二係
- 連絡期限 対象官署より代替措置の承認が得られ次第速やかに
- 連絡事項 ・ 清掃員が欠勤又は遅刻することになった対象官署名  
・ 清掃員が欠勤又は遅刻すること及びその理由  
・ 代替措置の内容及び対象官署から承認が得られたか否か

(案)

## 契 約 書

支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 荒原 勝行（以下「甲」という。）を発注者とし、〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）を受注者として、甲乙両当事者は、次の条項により令和7年度広島労働局各官署の庁舎清掃業務委託契約（東部地域）を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

（契約の目的）

第2条 甲は、乙に対して、別添「仕様書」に記載された各労働基準監督署及び各公共職業安定所庁舎の清掃業務（東部地域）を委託するものとする。

（契約金額）

第3条 契約金額は、以下のとおりとする。

年額〇〇〇〇円／別途消費税額及び地方消費税額〇〇〇〇円

月額〇〇〇〇円／別途消費税額及び地方消費税額〇〇〇〇円

（契約期間）

第4条 契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日とする。

（契約保証金）

第5条 この契約の保証金は、免除する。

（安全の確保）

第6条 乙は、清掃を実施するに当たり、事故及び熱中症予防対策を講ずるものとする。また、事故、熱中症が発生し、又はそのおそれのあるときは、甲に通知し、甲は直ちにこれに対する措置を講じなければならない。

なお、甲は、特に熱中症又は事故発生のおそれのある場所等を事前に乙に対して通知し、事故防止対策等必要な注意事項を通知するとともに、乙と十分協議するものとする。

（報告）

第7条 乙は、月毎の履行が完了した後、清掃完了報告を履行場所担当者に提出する。

（検査）

第8条 甲は、乙の履行完了後、速やかに検査を行うものとする。この場合において、乙の履行内容が甲の行う検査に合格しないときは、乙は甲の指示により修正等の措置を講ずるものとする。その場合に発生する費用等は全て乙の負担とする。

（契約金額の支払）

第9条 乙は、甲の給付完了の確認を得た後、速やかに請求書を作成し、第3条による月別請求額を官署支出官広島労働局長に対して請求するものとする。

2 官署支出官広島労働局長は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

（遅延利息）

第10条 官署支出官広島労働局長は、自己の責に帰すべき事由により前条に規定する代金の支払いを遅延した

場合においては、支払期限の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

（損害賠償）

第11条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対して、その損害を賠償するものとする。

2 甲は、損害を被ったときは、その事実を知った日から7日以内に書面で乙に通知しなければならない。

3 乙は、この契約の履行に着手後、第21条第1項による契約解除により損害が生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

4 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

（違約金に関する遅延利息）

第12条 乙が第23条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（危険負担）

第13条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

2 乙は、受託期間中において天災その他避けがたい理由により、受託内容の一部を変更しなければならない場合は、直ちに甲に通知し、その指示を受けるものとする。

（再委託）

第14条 乙は、委託業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

2 当該契約業務の一部を再委託する場合には、乙は様式1「再委託に係る承認申請書」を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託額が50万円未満の場合には、この限りではない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対して全ての責任を負うものとする。

4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について、委託契約書を準備して、再委託者と約定しなければならない。

（再委託先の変更）

第15条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

（履行体制）

第16条 乙は、再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した様式3の履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 乙は、様式3の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式4により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、届出を要しない。

（1）受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。

（2）事業参加者の住所の変更のみの場合。

（3）契約金額の変更のみの場合。

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の



理由等の説明を求めることができる。

(履行期限の延期)

第17条 乙に帰すべき理由により、履行期限までに受託業務を完了することができない場合において、期限後相当の期間内に受託業務を完了する見込みのあるときは、甲は乙から損害金を徴収して履行期限を延長することができる。ただし、契約期間を延長することはできないこととする。

2 前項の損害金の額は、契約金額から期限内に引渡しを完了した請負に相応する契約代金相当額を控除した金額に対して、遅延日数に応じ年3%の割合で計算した額とする。

(権利義務の譲渡等)

第18条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第19条 乙は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。

(個人情報保護)

第20条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報、以下同じ。）の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。

3 乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行うものとする。また、甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について、質問し、資料の提出を求め、又は甲の職員を乙の事業所等の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

5 乙は、業務を完了したときは、速やかに個人情報を返却し、又は復元不可能な方法により廃棄しなければならない。

6 乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡し、その詳細を書面により報告しなければならない。

(契約の解除等)

第21条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、乙が、次に掲げる場合に該当すると認めたときは、契約を解除することができる。この場合は、乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。

(1) 契約の履行が前条の期限までに完了する見込みがないとき。

(2) 契約の履行につき不正の行為があったとき。

(3) 正当な理由がないのに甲の指示に従わないとき。

(4) 第19条の規定に違反したとき。

3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第22条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)
- (3) 乙が競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があつたことが判明したとき。なお、甲が契約に際し当該書類を求めていない場合は除く。
- (4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。
- (5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実(再委託先に係るものを含む。)を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第23条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の指示に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があつた場合には、変更後の契約金額)の10%に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知をおこなったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(属性要件に基づく契約解除)

第24条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第25条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第26条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）

第27条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（契約解除に基づく損害賠償）

第28条 甲は、第21条第2項及び第3項、第24条、第25条、前条第2項及び第30条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第21条第2項及び第3項、第24条、第25条、前条第2項及び第30条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（厚生労働省所管法令違反に係る報告）

第29条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け、又は送検された場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第30条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他手続きを要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第31条 第30条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第32条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させ、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(紛争等の解決方法)

第33条 この契約条項又はこの契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に係る一切の紛争については広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(法令遵守)

第34条 乙は、労働基準法及び最低賃金法を遵守すること。なお、契約期間中に最低賃金法による最低賃金の改定によって、当該委託業務の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。

(存続条項)

第35条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第10条、第11条、第12条、第19条、第21条第2項、第23条、第26条、第28条、第31条、第33条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 広島市中区上八丁堀6番30号  
支出負担行為担当官  
広島労働局総務部長 荒原 勝行

乙

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
広島労働局総務部長 殿

名 称  
代表者名氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
広島労働局総務部長 殿

名 称  
代表者名氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

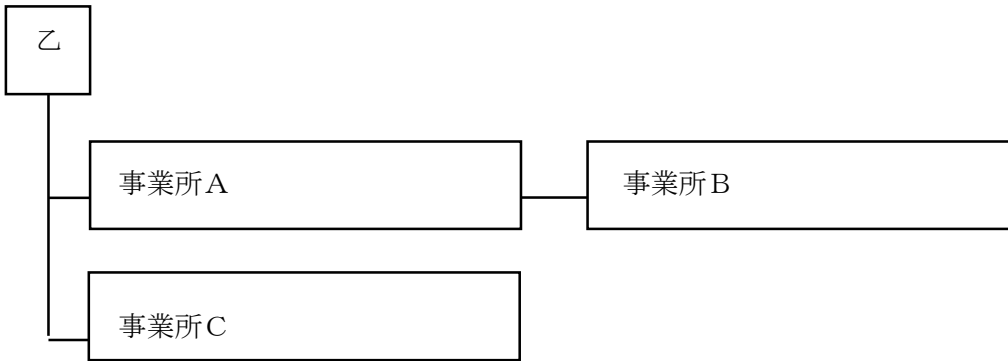
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A			
B			





令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
広島労働局総務部長 殿

名 称  
代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第16条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図